

# 北部市民センター使用料・変更等の手続きについて

## 1 使用の中止

使用を中止するときは、北部市民サービス課庶務担当まで使用許可書を添えて所定の申請書にて届けをしてください。電話による申し出も可能ですが、申し出後当日中に窓口へ使用許可書を添えて所定の申請書にて届けをしてください。

すでに納めていただいた使用料については、事前に中止の届けがあった場合は、使用料の5割の額をお返しすることができます。定められた期限を過ぎた場合は、この使用料はお返しできませんのでご了承ください。

なお、附属設備器具等使用料については、使用日の前日（土曜日、休日の場合は前日、日曜日の場合は前々日）までに、冷暖房使用料については、当日の使用予定時間前までに使用中止の申し出があれば、すでにお支払いいただいている使用料の全額をお返しすることができます。

◎；全額還付    ○；半額還付    ×；還付不可

ホ ー ル 使 用 料	使用日の1ヶ月前まで	使用日の1ヶ月未満
	○	×
会 議 室 等 使 用 料	使用日の1週間前まで	使用日の1週間未満
	○	×
附属設備器具等使用料	使用日前日まで	使用日当日
	◎	×
冷 暖 房 使 用 料	当日の使用予定時間前まで	当日の使用予定時間以降
	◎	×

※会議室等：第1・2・3楽屋、第1・2・3・4会議室、学習情報室、児童室、第2学習室、編集室

## 3 使用の変更

許可を受けた事項（使用予定日、使用時間、使用会場等）を変更するときは、北部市民サービス課庶務担当まで使用許可書を添えて所定の申請書にて届けをしてください。電話による申し出も可能ですが、申し出後当日中に窓口へ使用許可書を添えて所定の申請書にて届けをしてください。

使用時間の延長や広い会場への変更の場合は、使用料を追加いただくことになります。

なお、使用変更については1回に限らせていただきます。一度使用変更した後の中止の場合、既納使用料は還付できませんのでご了承ください。

※還付金は、口座振込となりますので、振込先口座の届出をお願いします。

【お問合せは】  
北部市民サービス課 庶務担当  
(084) 976-8800